

## 意見書案 第 号

地域農業の維持・振興のために消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入にあたっての適切な措置を求める意見書

令和5年10月から導入予定の消費税適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)のもとでは、適格請求書発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないことから、取引先から適格請求書発行事業者となって適格請求書(インボイス)を発行するなどの対応を求められることが想定される。このため、農業経営体の出荷先の多くは農業協同組合(以下「農協」という。)であることから、すでに特例(農協特例等)が設定されている。

しかしながら、本県の数々の地域農産物ブランドを支え、地域農業を担っているのは多くの小規模農家であるという実態があることや、野菜の4割が卸売市場外流通という状況がある。農協以外の民間事業者への出荷や、レストラン等に直接卸す場合などは特例が適用されないため、免税事業者である多くの小規模農家の経営に影響を与えることが懸念される。

よって、国におかれては、地域農業の担い手である小規模農家が営農を継続するとともに、農業への新規参入検討を促進し、安定的な経営が可能となるよう特例により消費税インボイス制度を適用しないなど、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣

} 様

兵庫県議会議長 藤本百男

## 意見書案 第 号

## 食料安全保障及び持続可能な農業振興の対策強化を求める意見書

我が国の食料自給率は、37%と主要先進国の中で最低の水準にあり、今後世界の食料需給が中長期的に逼迫することが懸念されている。

さらに、頻発する大規模自然災害やコロナ禍などの新たな危機のほか、円安やウクライナ情勢等で燃料・飼料や食料品の高騰が続く等、農と食を取り巻く環境がいつそう悪化している。

今後は、食料自給率の抜本的向上を国の政策の柱に据え、農業が本来の役割を發揮し、食料の安全が保障される国への転換が求められる。

よって、国におかれては、生産者の意見等を踏まえながら、食料安全保障及び持続可能な農業振興の対策強化に向けて、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

## 記

- 1 将来にわたり農業・農村が持続的に発展し、食料自給率及び食料国産率を向上させるため、農業経営の法人化・大規模化のための農業人材の確保・育成やスマート農業技術の実装など生産基盤の強化に関する施策を講ずること。また、農業の中心的な担い手となっている大小多様な家族経営が営農を続けられるように、経営安定化に向けた支援を強化すること。
- 2 但馬牛、山田錦などのような県産ブランド製品の維持・育成に向けた試験・研究、品種改良、産地形成、輸出拡大等の取組について、予算や人材確保等の支援策を拡充すること。
- 3 米・麦・野菜・果樹などと畜産が結びついた耕畜連携の農業、水田の多面的利用が促進できるよう支援を行うこと。また、農林業の生産や加工・販売など、地域の資源を生かした循環型の経済で農山村での雇用や所得の機会を増やすよう支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣

} 様

兵庫県議会議長 藤本百男

意見書案 第 号

鉄道路線の維持・存続及び利便性向上に向けた国の積極  
的関与を求める意見書

都市部への人口集中は、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止、あるいは近年頻発する自然災害の被害軽減の観点から、大きなリスクをはらんでいる。また、地方部においては、人口減少や高齢化が進み、放棄田や老朽家屋の放置が進み、国土の保全すら困難な状況になりつつある。

このような中、ICTの進展とも相まって、国は、人、もの、資本の地方回帰を誘導している。

一方、人等の地方回帰を促進させるためには、ユニバーサルサービスとも言える移動手段を確保することが不可避である。この根幹をなす鉄道の維持及び利便性の向上は将来にわたり地域活性化を支え国土を維持するための必須の要素であり、持続可能な地域社会を次世代に引き継ぐために国として対応すべき政策である。加えて、若年層を含む移動困難者の通院・買い物等、安全・安心な日常生活を可能ならしめるには、災害時のリスクヘッジとしても移動手段の多様性を維持させることへの対策が急がれる。

よって、国として、鉄道路線、とりわけ利用者の少ないJRローカル線など経営の厳しい地方部の鉄道路線の維持・存続及び利便性向上について、下記の事項について特段の措置を講ずられることを強く要望する。

記

- 1 鉄道が広く国民にユニバーサルサービスを提供する社会基盤であるとの認識のもと、JRローカル線などの路線の維持・存続については、自治体や事業者任せにするのではなく国の責任で実施すること。
- 2 鉄道が地方創生及び温室効果ガスの排出抑制に不可欠な移動手段であるとの認識のもと、持続可能性を十分に考慮し、鉄道の利便性向上に向けた地方及び鉄道事業者の取組を積極的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣

}  
}

様

兵庫県議会議長 藤本百男

## 意見書案 第 号

## 今後の観光振興への支援を求める意見書

地域経済を支える重要な産業である観光業は、コロナ禍の観光客減少により、長期間にわたって大きな打撃を受けている。

3年ぶりに行動制限がなかった今年のゴールデンウィークには、各地で人出は増えたものの、コロナ前と同水準まで回復したとはいえない状況にあり、更なる観光需要の喚起が不可欠である。

そのためには、G o T oトラベル事業とインバウンドの再開に期待が寄せられるところであるが、引き続き、基本的なコロナ感染対策の徹底も重要であり、再開に当たっては、感染拡大への対応を並行して進める必要がある。

よって、国におかれては、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図りながら観光需要を喚起する支援策を講じるよう下記事項について強く要望する。

## 記

- 1 観光需要を回復させるためにも、コロナ収束に向けた対策を抜本的に強化したうえで、都道府県などの要望に基づき、G o T oトラベル事業も含めた地域観光事業への支援強化を行うこと。また、ワクチン接種歴や検査などを活用した仕組みなど、内容や運用について早急に示し、事業開始までに十分に周知すること。
- 2 観光事業者が行う感染防止対策等に対する十分な支援策を講ずること。
- 3 インバウンドの回復に向け、他国におけるワクチン接種の進展に応じ、外国人観光客の入国制限を段階的に緩和する条件やロードマップを、科学的根拠に基づき示すこと。
- 4 事業継続の危機にある観光関連事業者に対しては、観光産業に特化した給付金の支給を実施するなど直接支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

} 様

兵庫県議会議長 藤 本 百 男



## 意見書案 第 号

## 物価高騰対策強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により社会経済活動が制約されるなか、ロシア軍のウクライナ侵略等を巡る国際情勢の影響は、日本社会にも大きく及んでいる。原油価格の高騰、原材料・資材価格の上昇等は、企業や事業者の経営に打撃を与え、また食料品をはじめとする生活関連物資の価格の高騰が続き、国民生活を直撃している。特に非正規労働者や一人親家庭等においては、生活困窮に陥ることが危惧される場所である。勤労者の所得が低迷するなかでの物価高騰により購買力が低下し、更なる地域経済の悪化や地方自治体の行財政運営の深刻化をもたらす恐れも指摘をされる。

政府においては「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を決定されたところであるが、ウクライナ問題をはじめ国際情勢は今後も先行きが見通せず、新型コロナウイルス感染症の蔓延も予断を許さない状況である。

よって、国におかれては、国民生活の実態に即した更なる物価高騰対策を適時に講ずるため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

## 記

- 1 原油や生活関連物資等の価格動向とその影響を注視し、迅速かつ機動的な追加対策を講じること。
- 2 産業・雇用を維持する観点から雇用創出事業を強化するとともに、賃上げを含む雇用環境の向上に努めること。
- 3 農林水産業、製造業、交通運輸産業、食品産業等、産業界全体に対する、原油価格高騰の影響を緩和するための総合的な支援策を的確に実施すること。
- 4 生活扶助基準への物価上昇分の上乗せを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

} 様

兵庫県議会議長 藤本百男

## 意見書案 第 号

## 石綿（アスベスト）健康被害救済法等の見直しを求める意見書

アスベストによる健康被害は拡大しており、アスベスト特有の癌である中皮腫による死亡者数は2020年には全国で1,600人を超え、石綿肺がんを加えるとアスベストによる年間死亡者数は約5,000人と推定される。

本県はかつてアスベストを扱った工場が多く、2005年に県内アスベスト工場の労働者や周辺住民の健康被害が判明し社会問題化した。それが契機になり2006年3月に石綿健康被害救済法が制定された。同法施行によりアスベストによる健康被害のうち労災補償の対象にならない周辺住民の環境被曝等の被害者が救済対象となり、加えて労災補償を受けずに亡くなった労働者の遺族には特別遺族給付金が支給されることになった。2011年の法改正では、特別遺族給付金の請求期限が延長されるとともに、支給対象が拡大されている。

2016年12月に環境省中央環境審議会環境保険部会石綿健康被害救済小委員会が取りまとめた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」では、同制度の5年以内の見直しが必要であるとされた。昨年12月には取りまとめから5年が経過した。

治療環境の変化や新たな司法判断が示される等、制度を取り巻く状況は大きく変化しており、認定基準や療養手当・給付金の見直し、治療研究促進のための「石綿健康被害救済基金」の活用、労災時効となった遺族を対象とした給付金の請求権延長、昨年成立した建設アスベスト給付金法で創設された補償基金に建材メーカーからも拠出すること等が求められている。このことから、国では、石綿健康被害救済制度の評価・検討を行う、石綿健康被害救済小委員会を開催するなど、制度見直しに向けた動きが見られている。

よって、国におかれては、石綿（アスベスト）健康被害救済法等の見直しに取り組まれるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
環境大臣

} 様

兵庫県議会議長 藤本百男

## 意見書案 第 号

## ヤングケアラーへ支援充実を求める意見書

近年、家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども、いわゆる「ヤングケアラー」に対する教育面や福祉面に関する課題が浮き彫りになっており、国の実態調査では、小学6年生の約15人に1人が世話をする家族がいると答え、平日1日に世話を費やす時間が7時間を超える、負担が重い児童も約7.1%となっている。

その一方で、中高生の8割以上がヤングケアラーを「聞いたことはない」と回答しており、支援の必要性を自認していない児童も一定数いるとみられていることから、ヤングケアラーを早期に発見し、関係機関が連携した適切な支援につなげることが重要である。

国では、2022年度から3年間を集中取組期間に設定し、社会的認知度の向上を推進するとともに、行政と福祉や医療、介護などの支援機関とのつなぎ役である「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置や、自治体による職員研修などに対する補助も行うこととしており、着実な支援充実が求められている。

ヤングケアラーは制度のはざまにある複合的な問題であり、行政や地域全体での支援が欠かせないが、行政では福祉や医療、教育など関係する部署が多岐にわたり、施策を推進する主体が明確でないため、役割を明らかにした横断的な体制の整備が必要である。

よって、国におかれては、調査結果を踏まえたヤングケアラーへの支援の充実に向け下記項目に取り組むことを強く要望する。

## 記

- 1 積極的な広報活動・啓発の展開により、ヤングケアラーに対する社会的認知度を高めること。
- 2 国、都道府県、市区町村、または事業者および関係機関の役割を明らかにするとともに、相互連携を図ることにより、地域全体でヤングケアラーへの支援を行う体制を構築すること。
- 3 地方自治体が行う相談窓口の設置、ヤングケアラー同士が集える居場所づくり、ヤングケアラー・コーディネーターの配置や職員等への研修などのヤングケアラー支援の取組に対し、地域の実情に応じた必要な支援が適切に推進できるよう、国の財政措置をより充実させること。

- 4 ケアを受ける人もケアをする人も安心して利用できるよう介護・福祉制度を拡充するとともに、ヤングケアラーの支援を拡充する法律・制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 藤本百男

## 意見書案 第 号

## 学校給食の無償化を求める意見書

憲法は第 26 条で、教育基本法は第 4 条で、学校教育法は第 6 条でそれぞれ義務教育の無償を定めている。

しかし実際には、教材費、制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金などを家庭が負担しており、中でも、2018 年度学校給食実施状況等調査では全国平均で小学校が年間に 47,773 円、中学校が 54,351 円と給食費が最も多くなっている。

文部科学省の事務次官通達では、食材費の負担を必ずしも保護者に求めなくてもよい旨が記載され、政府も国会で、義務教育の無償化をできるだけ早く広範囲に実現したいということ、学用品、学校給食費、できれば交通費も無償対象にとの答弁を行っている。

家庭の経済的負担に鑑み、給食費負担の軽減に踏み出す自治体の数は 2017 年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果では、1,740 自治体のうち、小中学校とも無償化が 76 自治体、それ以外の一部無償化・補助を実施しているのが 430 自治体、合わせて 506 自治体であり、3 割に満たない。

2005 年に食育基本法が制定されたことにより、学校給食法が大きく改正され、食育推進のための学校給食が学校教育の重要な柱とされており、その充実をはかることが求められる中、給食無償化の成果を問う調査では、生徒では栄養バランスの良い食事の摂取や残食を減らす意識が向上、保護者では親子で食育について話す機会が増えたこと、学校では食育の指導に関する意識が向上したなど、食育への前向きな影響を示唆しており、学校給食無償化は、学校給食法に規定されている「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進」にも寄与するものである。

加えて、新型コロナウイルス感染症による家計への影響、ロシアによるウクライナ侵略の影響による物価高騰などで、家庭の経済的負担を軽減する必要性は高まっている。

よって、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校教育の柱の一つでもある食育推進の効果も大きい給食費の無償化への支援を国の政策として行うことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 藤 本 百 男